

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした 租税特別措置等の名称		国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る税制上の所要の措置 (国税26)(法人税:義)(所得税、消費税、印紙税:外) (地方税25)(法人住民税、事業税:義)(住民税(利子割)、固定資産税、事業所税、地方消費税:外)	【新設・延長・拡充】
2	要望の内容		国立研究開発法人日本医療研究開発機構の設立(平成27年4月1日予定) に伴い、税制上の所要の措置を講ずるもの。 【国税】 <ul style="list-style-type: none">・所得税(公共法人等(所得税法別表第一)として非課税措置を適用)・法人税(公共法人(法人税法別表第一)として非課税措置を適用)・消費税(公共法人等(所得税法別表第一)として課税方法の特例を適用 (別表第三))・印紙税(非課税措置を適用(印紙税法別表第二)) 【地方税】 <ul style="list-style-type: none">・法人住民税(法人税割)(公共法人(法人税法別表第一)として非課税措置を適用)・住民税(利子割)(公共法人等(所得税法別表第一)として非課税措置を適用)・事業税(公共法人(法人税法別表第一)として非課税措置を適用)・固定資産税(償却資産の課税標準の特例を適用)・事業所税(公共法人(法人税法別表第一)として非課税措置を適用)・地方消費税※消費税(国税)と連動した要望	
3	担当部局		厚生労働省大臣官房厚生科学課	
4	評価実施時期		平成26年8月	
5	租税特別措置等の創設 年度及び改正経緯		—	
6	適用又は延長期間		恒久措置	
7	必要性 等	① 政策目的 及びその 根拠	<p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》</p> <p>医療分野の研究開発について、健康・医療戦略推進本部の下で、基礎から実用化まで切れ目ない支援を行う国立研究開発法人日本医療研究開発機構を新たに設立することにより、医療分野の研究開発を戦略的に推進し、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成すること。</p> <hr/> <p>《政策目的の根拠》</p> <p>健康・医療戦略推進法(平成26年法律第48号)</p> <p>(独立行政法人日本医療研究開発機構の中核的な役割)</p> <p>第19条 医療分野研究開発推進計画は、独立行政法人日本医療研究開発機構が、研究開発の能力を活用して行う医療分野の研究開発及びその環境の整備並びに研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成において中核的な役割を担うよう作成するものとする。</p>	

		<p>独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成26年法律第49号) (機構の目的)</p> <p>第3条 独立行政法人日本医療研究開発機構(以下「機構」という。)は、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化までの研究開発までの一貫した研究開発の推進及びその成果の円滑な実用化並びに医療分野の研究開発が円滑かつ効果的に行われる環境の整備を総合的かつ効果的に行うため、医療分野研究開発推進計画(健康・医療戦略推進法(平成26年法律第48号)第18条第1項に規定する医療分野研究開発推進計画をいう。)に基づき、大学、研究開発法人(研究開発システムの改革の推進等による研究開発能力の強化及び研究開発等の効率の推進等に関する法律(平成20年法律第63号)第2条第8項に規定する研究開発法人をいう。)その他の研究機関(以下この条において単に「研究機関」という。)の能力を活用して行う医療分野の研究開発その環境の整備、研究機関における医療分野の研究開発及びその環境の整備の助成等の業務を行うことを目的とする。</p>
	② 政策体系における政策目的の位置付け	厚生労働省の平成26年度政策体系において、基本目標XⅠ「国民生活の向上に関する科学技術の振興を図ること」の施策大目標2「研究を支援する体制を整備すること」を達成するために有効な施策である。
	③ 達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 平成27年4月1日に国立研究開発法人日本医療研究開発機構を設立し、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進等を行い、健康・医療戦略推進本部が定める医療分野研究開発推進計画を実施する。</p> <p>※上記の目標は、租税特別措置等に加え、国からの財源措置等と相まって達成しようとするもの。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 測定指標については、今後策定する国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る中長期目標等を踏まえ、必要に応じて設定。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 世界最高水準の医療の提供、ひいては健康長寿社会の実現に資する。</p>
8	有効性等	<p>① 適用数等</p> <p>1法人(国立研究開発法人日本医療研究開発機構)</p> <p>② 減収額</p> <p>国税:▲1百万円(初年度)、▲1百万円(平年度) 地方税:▲11百万円(初年度)、▲32百万円(平年度)</p> <p>③ 効果・達成目標の実現状況</p> <p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成27年4月~) 医療分野の研究開発を戦略的に推進し、世界最高水準の医療を実現するとともに、健康・医療に係る産業を戦略産業として育成していくことにより、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会を形成するため、内閣に健康・医療戦略推進本部を設置すること等を定める健康・医療戦略推進法(平成26年法律第48号)及び同本部の下で医療分野の研究開発の研究費の配分等を行う法人を設立するための独立行政法人日本医療研究開発機構法(平成26年法律第49号)が平成26年5月30日に公布された。</p> <p>独立行政法人日本医療研究開発機構法に基づき国立研究開発法人日本医療研究開発機構(※)を平成27年4月1日に設立することを予定している。</p> <p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、租税特別措置等によ</p>

			<p>り、必要な資金によって医療分野の研究開発を推進することで、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会の形成に寄与する。</p> <p>(※)「独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律」(平成26年法律第67号)により、平成27年4月1日より、法人の名称は「独立行政法人日本医療研究開発機構」から「国立研究開発法人日本医療研究開発機構」となる。</p>
			<p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》</p> <p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、租税特別措置等により、必要な資金によって医療分野の研究開発を推進することで、国民が健康な生活及び長寿を享受することのできる社会の形成に寄与する。</p> <p>なお、測定指標は今後策定する国立研究開発法人日本医療研究開発機構に係る中長期目標等を踏まえ、必要に応じて設定することとしており、測定指標を用いて、将来における租特等の直接的な効果を現時点で予測することは困難。</p>
			<p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成27年4月~)</p> <p>仮に税制上の措置を講じない場合には、現状の厳しい財政事情の中にあって、研究に必要な予算が不足することが予想され、医療分野の研究開発の推進による世界最高水準の医療の提供、そして、健康長寿社会の実現という政策実現に支障が生じる。</p>
			<p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成27年4月~)</p> <p>平年度において国税及び地方税併せて33百万円の税収減が見込まれるが、他方、租税特別措置等により、医療分野の研究開発について必要な予算で研究費の配分等を行うことにより、革新的な医薬品等の開発につながり、世界最高水準の医療を実現し、健康長寿社会を形成するとともに、我が国経済の成長にも資するものとなる。</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国立研究開発法人日本医療研究開発機構は、業務運営に係る予算が国費により充当され、自ら収益事業を行わない極めて公共性の高い独立行政法人であり、税制上の措置は、医療分野の研究開発の推進等による世界最高水準の医療の提供、ひいては、健康長寿社会の実現に必要である。</p> <p>なお、他の独立行政法人は、税制上の優遇措置を受けていることから、国立研究開発法人日本医療研究開発機構だけ別の扱いとすることは均衡を欠くことになる。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>税制上の特例措置だけではなく、国の財源措置など他の支援措置を一体として実施することで、国立研究開発法人日本医療研究開発機構において、必要な予算によって、医療分野の研究開発における基礎的な研究開発から実用化のための研究開発までの一貫した研究開発の推進し、世界最高水準の医療を実現し、ひいては、健康長寿社会を形成することに資する。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>健康・医療戦略推進法においては、健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出に関し、国との役割分担の下、地方公共団体の区域の特性を生かした施策を策定・実施する責務を有しており、地方公共団体が協力する相当がある。また、日本医療研究開発機構が研究費を配分する研究機関は、全国各地に存在するため、当該地域における医療分野の研究開発の発展、ひいては、健康・医療の向上に資すると考えられることから、地方公共団体の協力</p>

			する相当性がある。
10	有識者の見解	—	
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—	